

## 社会福祉法人正和会役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人正和会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 評議員等とは、評議員、評議員選任・解任委員会委員及び第三者委員をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

- 第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
  - 3 常勤理事でこの法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている者に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

### (報酬等の額の決定)

- 第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間600万円以内とする。
- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
  - 3 この法人の常勤理事の報酬月額は、別表第1「常勤理事の報酬」に定めるとおりとする。
  - 4 非常勤役員の報酬は、別表第2「非常勤役員の報酬」に定める額とする。
  - 5 評議員等の報酬は、別表第3「評議員等の報酬」に定める額とする。

### (費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員等には、出張に要する旅費（宿泊費を含む）を、就業規則に準じて出張費として支給することができる。

### (報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等（旅費を除く）は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度、支払うものとする。

### (報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給するものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

### (公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経なければならない。

### (補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の決議を経て、別に定める。

### 附 則

1 この規程は、平成29年6月29日から施行する。

2 社会福祉法人正和会役員及び評議員報酬規定および費用弁償規程（平成21年11月4日制定）は、廃止する。

別表1（常勤理事の報酬）

役職名	報酬の額（月額）
理事長	430,000円

別表2（非常勤役員の報酬）

(1) 理事

職務種別	報酬の額（日額）	費用弁償
理事会等会議への出席	4,000円	2,000円
法人・施設業務のための出勤	10,000円	2,000円

(2) 監事

職務種別	報酬の額（日額）	費用弁償
理事会等会議への出席	4,000円	2,000円
監事監査等への出席	20,000円	2,000円

別表3（評議員等の報酬）

(1) 評議員

職務種別	報酬の額（日額）	費用弁償
評議員会への出席	4,000円	2,000円
法人・施設業務のための出勤	10,000円	2,000円

(2) 評議員選任・解任委員会委員、第三者委員

職務種別	報酬の額（日額）	費用弁償
委員会等への出席	4,000円	2,000円